

非公式訳

投資委員会布告

第 4/2565 号

件名：医療イノベーション地区における投資奨励措置

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名「投資奨励政策および基準」に引き続き、

タイを医学イノベーションおよび医学研究開発のハブとして向上させ、医療・公衆衛生におけるタイ国の競争力を強化するべく、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下のように発布する。

第 1 項 タイ国家イノベーション庁（National Innovation Agency）により認定されたヨティ医療イノベーション地区を投資奨励地区に指定する。

第 2 項 ヨティ医療イノベーション地区における対象事業は以下の通りである。

業種 5.6 電子設計

5.6.1 マイクロエレクトロニクス設計

5.6.2 組み込みシステム設計

業種 5.10 ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業

業種 7.9.2.4 イノベーション・インキュベーションセンター（Innovation Incubation Center）

業種 7.9.2.5 メーカー・スペース（Maker Space）またはファブリケーション・ラボラトリー（Fabrication Laboratory）

業種 7.11 研究開発

業種 7.12 バイオテクノロジー（Biotechnology）

7.12.1 バイオテクノロジーを使用した種子の研究開発および/ または製造、または植物、動物、微生物の育種

7.12.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の研究開発および/ または製造

7.12.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの研究開発および/ または製造

7.12.4 微生物、動物、植物の細胞を使用した分子生物学、生物学的活性物質の研究開発および/ または製造

7.12.5 バイオ製品の製造、および/ または品質検査・管理、実験、研究開発に用いられる原材料および/ または必要資材の製造

7.12.6 バイオ物質の検査・分析、および/ または合成、および/ または品質管理、および/ または確認サービス

- 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス
- 業種 7.14 理科学実験サービス
- 業種 7.15 計測器校正サービス
- 業種 7.19.1 職業訓練学校
- 業種 7.38 臨床研究事業 (Clinical Research)
 - 7.38.1 医薬品開発業務受託機関?
(Contract Research Organization)
 - 7.38.2 臨床研究センター (Clinical Research Center)

第3項 第2項の対象事業に対し追加恩典の付与および条件を以下のように定める。

追加恩典

法人所得税免除期間満了後に5年間にわたり、投資による純利益を対象とし、法人所得税を通常税率の50%で減税する。

条件

(1) タイ国家イノベーション庁 (National Innovation Agency) により認定されたヨティ医療イノベーション地区に立地すること。

(2) ヨティ医療イノベーション地区に立地する政府機関との医療協力を以下の通りに行うこと。

(2.1) 職業統合学習 (WiL)、協同教育およびデュアル職業訓練のプロジェクト、または投資委員会が同意した科学技術分野でのタイ人人材育成のための協力などの指定協力形態通りに、教育機関との協力である事。また、職業訓練のために学生を受け入れる協力計画を提出し、その学生人数が投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員数の10%以上または40人以上のいずれか少ない方でなければならない。

(2.2) MedTechなどの最先端技術 (Deep Tech) の開発に関する病院、医療機関、教育機関、研究機関、または政府機関との協力である事。また、協力プロジェクトはタイ国家イノベーション庁の同意を得なければならない。

(3) 各投資奨励措置に基づく法人所得税合計免除恩典期間は最長8年間まで付与されるプロジェクトであること。

第4項 仏暦2565年(2022年)の最終営業日までに投資奨励申請書を提出すること。

尚、仏暦2564年(2021年)12月20日より有効とする。

発布日：仏暦2565年(2022年)2月21日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長